

マンガはじめて社労士 一般常識 改訂版

【法改正のお知らせ】

平成 22 年 6 月 9 日

住宅新報社

法律・資格図書編集部

TEL. 03-3504-0361

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P185 7 コマ	「保険料を滞納したら～」の「保険料」に関して	「 特例対象被保険者等に係る特例 」が創設されました。 倒産等のやむを得ない理由により離職した被保険者（特例対象被保険者等*）の保険料については、離職の日の翌日の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を 100 分の 30 とし、国民健康保険料を負担する軽減措置がとられる。 * 特例対象被保険者等 とは やむを得ない理由により離職した被保険者等（雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者）であって受給資格を有する者に該当するもの（受給資格に係る離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る）
P190 7 コマ	平成 22 年 3 月 31 日までは	平成 23 年 3 月 31 日までは
P194 「保険給付」中、一部負担金	平成 22 年 3 月 31 日まで	平成 23 年 3 月 31 日まで
P223 「社会保険労務士の業務」中	①②労働社会保険諸法令 ⑥個別労働関係紛争解決促	労働社会保険諸法令に「 子ども手当法 」が追加された。 さらに、「 育児・介護休業法の調

	進法の紛争調整委員会におけるあっせんの手続ならびに～（略）	停の手続」が追加された。
--	-------------------------------	--------------

＜子ども手当法＞

平成 22 年 4 月 1 日より、子ども手当法が成立し、平成 22 年度においては、児童手当法と子ども手当法の両方が設けられています。

以下、子ども手当法の概要を掲載します。

法 1 条（趣旨）

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成 22 年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

法 3 条（定義）

この法律において、「子ども」とは、15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう（1 項）。

法 4 条（子ども手当の支給要件）

子ども手当は、次のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

- ① 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母
- ② 父母に監護されず、またはこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- ③ 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母であって、父母に監護されずまたはこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

法 5 条（子ども手当の額）

子ども手当の額は、子ども 1 人につき、月額 1 万 3,000 円。

（*児童手当法と異なり、所得制限の規定は設けられていない。）

法 6 条（子ども手当の認定）

受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならない（1 項）。

法 7 条（子ども手当の支払い）

支払期月は、平成 22 年 6 月、10 月、平成 23 年 2 月にそれぞれ前月までの分を、平成 23 年 6 月に同年 2 月分、3 月分を、それぞれ支払う。

（以下略）